

諸外国の地方自治制度

関西広域連合本部事務局地方分権対策課

国名	日本	フランス																														
人口	1億2,675万5千人(2017年3月1日現在)	6,699万人(日本の1/2・2017年1月1日現在)																														
面積	37万8千km ² (2016年現在)	54万4千km ² (日本の約1.4倍。2/3は平野)																														
国家体制	単一制国家	単一制国家																														
中央政府	議院内閣制 地方支分部局あり	大統領制 + 議院内閣制 地方機関あり																														
州政府	-	-																														
国	<p>成り立ち及び特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慶応4年(1868) 政体書制定(旧幕領を府県とする府藩県三治の制、府知事・諸侯・知事配置) ・明治2年(1869) 版籍奉還(諸侯を知藩事に任命) ・明治4年(1871) 廃藩置県(全国に3府302県を設置) 府県官制制定(府県に「官選知事」を置く) ・明治11年(1878) 三新法制定(郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則) ・明治13年(1880) 区長村会法制定 ・明治19年(1886) 地方官制制定(府県知事及び県令が知事に統一) ・明治21年(1888) 市制町村制制定 ・明治23年(1890) 府県制、郡制制定 7月1日 帝国議会(衆議院)議員選挙 11月29日 大日本帝国憲法施行 第1回帝国議会開会 ・大正10年(1921) 郡制廃止(地方公共団体を2層化) ・昭和18年(1943) 東京都制、東京都官制制定 ・昭和22年(1947) 地方自治法制定(4月17日公布) 知事以下の都道府県職員を官吏から地方公務員へ 	<p>今日のフランスは共和制をとっているが、1789年の大革命以来、革命、政体の変更が相次ぎ、政治制度はめまぐるしい変遷を繰り返した。 太陽王ルイ14世を頂点とする絶対王政が1789年の大革命で倒れた後、ナポレオンの第一帝政、王政復古、第二共和制、第二帝政を経て、1871年普仏戦争に敗北後、第三共和制が成立。第二次大戦でナチス・ドイツに敗れて第三共和制は崩壊したが、国内の抗独運動、国外にあったド・ゴール将軍の自由フランス運動と連合軍の反撃により、1944年8月にパリを解放、翌9月にド・ゴールを首班とする臨時政府が樹立された。ド・ゴールが首相辞任後に発足した第四共和制の後、ド・ゴールが大統領に選出され、現在の第五共和制へと移行した。</p>																														
階層構造	<p>2層制</p>	<p>3層制</p>																														
地方公共団体	<p>広域自治体</p> <p>【都道府県】(2016年10月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>8,041</td> <td>2,697</td> </tr> </tbody> </table> <p>明治4年(1871) 廃藩置県...全国に3府(東京、京都、大阪)、302県を設置 明治19年(1886) 3県を北海道庁に移行...3府41県1庁 明治20年(1887) 奈良県分立...3府42県1庁 明治21年(1888) 香川県分立...3府43県1庁 昭和18年(1943) 東京府を東京都に移行...1都2府43県1庁 昭和20年(1945) 沖縄県がアメリカ施政下に入る...1都2府42県1庁 昭和21年(1946) 府県制改正により北海道庁を北海道に移行...1都1道2府42県 昭和47年(1972) 沖縄返還により沖縄県が復帰...1都1道2府43県</p> <p>基礎自治体</p> <p>【市町村】(2016年10月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,718</td> <td>220</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>明治の大合併 政府は明治22年に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300～500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。 明治21年 71,314町村 明治22年 39市15,820町村</p> <p>昭和の大合併 昭和28年に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。 昭和28年10月 9,868市町村 昭和36年6月 3,472市町村</p> <p>平成の大合併 「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえて、...自主的な市町村合併を積極的に推進する」ことを閣議決定。 平成11年4月 3,229 平成18年3月 1,821</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	47	8,041	2,697	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	1,718	220	74	<p>【レジオン(州)】(2016年1月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>41,846</td> <td>5,153</td> </tr> </tbody> </table> <p>1982年地方分権法により公選の議員と首長(=議長)を持つ地方公共団体となり、2003年の憲法改正で明確に位置付け。なお、州の区域は同時に国の行政区画でもあり、国の事務の受任者として首相と各大臣を直接に代表する「州地方長官」を各州に配置。</p> <p>【所管事務】 高等学校、文化振興、水資源計画、州経済計画、経済振興、地域整備、地方自然公園、州交通計画策定と交通基盤整備、公共交通、運河・河川港の管理、職業教育訓練など</p> <p>【デパルティマン(県)】(2002年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>5,450</td> <td>670</td> </tr> </tbody> </table> <p>県制度創設時(ナポレオン時代)は、中央政府から任命された強大な権限を与えられた「プレフェ(官選県知事)」を配置。1982年地方分権法で執行権がプレフェから公選の県議会議長「プレジダン(公選県知事)」に移管された。</p> <p>【所管事務】 県道、通学を含む公共旅客輸送、漁港を含む港湾、州やコミューンの地域計画や都市計画・住宅計画への関与、法定の社会扶助給付や福祉サービス、中学校、中央貸出図書館、音楽・舞踏等学校、文書館などの教育文化振興、商工業振興など</p> <p>【コミューン】(2002年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36,565</td> <td>15</td> <td>18.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>メー(首長)はコミューン議会議員の中から投票により選出され、コミューン議会・執行部の長であると同時に、コミューンにおける国の代表である。 人口200人未満のコミューンが1万団体に上り、人口2千人未満のコミューンが3万2千団体(約9割)に及び、人口1万人以上のコミューンは全体の2%程度。大部分が教会区を中心とした伝統的な地域住民の生活共同体であり続けている。 コミューンの強制的合併手続きを定めた、1971年7月10日法律が完全に失敗したように合併はタブー視され、大多数のコミューンの行財政能力は非常に弱いが、合併促進策は成功を見ていない。他方、一部事務組合をはじめとするコミューン間広域行政組織が大いに活用され、相当の成果を上げてきている。 EPCI コミューン間協力公施設法人で固有の税源を有しているもの メトロポール 人口50万人以上のEPCI。現在のところコース・メトロポールのみ(地中海沿岸の大都市共同体と山岳地帯の小コミューンを包摂する3つのコミューン共同体で、46コミューン、54万人を包摂)</p> <p>【所管事務】 地方分権改革以前からの伝統的なもの ・社会扶助、道路、幼児・初等教育施設の整備と維持管理、社会住宅、上下水道、葬儀、墓地、電気、ガス、家庭ゴミその他廃棄物の収集、市場、と畜場など 国から首長(メー)への委任事務 司法警察、戸籍、選挙管理は直接管理執行しなければならない 1982年地方分権改革で再配分 ・都市計画、教育文化、地域経済振興の3分野での権限が強化・拡大</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	13	41,846	5,153	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	100	5,450	670	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	36,565	15	18.3
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
47	8,041	2,697																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
1,718	220	74																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
13	41,846	5,153																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
100	5,450	670																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
36,565	15	18.3																														

諸外国の地方自治制度

国名	イギリス	イタリア																														
人口	6,511万人(日本の1/2:2015年現在)	6,070万人(日本の1/2:2016年1月現在)																														
面積	24万3千km ² (日本の本州とほぼ同じ:2015年現在)	30万1千km ² (本州の1.3倍)																														
国家体制	単一制国家(4つの地方からなる連合王国)	単一制国家																														
中央政府	議院内閣制 地方機関あり	議院内閣制 地方機関あり																														
州政府	-	-																														
成り立ち及び特色	イギリスの正式な国名は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)と称し、グレートブリテンを構成するイングランド、ウェールズ及びスコットランドと、アイルランド島の北東部を占める北アイルランドから成る連合王国である。憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。	イタリアの国土統一は、日本の明治維新と概ね時を同じくする1861年である。19世紀初頭にイタリアはナポレオンの支配を受け、その法制度の影響を大きく受けることになる。地方制度についても全国で統一され、独自性を有していたいくつかの都市国家(フィレンツェ、ジェノヴァ等)は制度としては消滅し、全ての都市がコムーネとして同一の扱いを受けるに至った。ファシズム時代の中央集権化の行き過ぎは、憲法上の地方自治制度に関する規定を強化する誘因となったともいわれている。従来からあった県、コムーネ(=市町村)に加え、県の上に州が新たに加えられて、地方制度は三層制となった。しかし、州、特に普通州に関する諸制度が整備されるのは、1970年代以降であった。1993年から94年にかけて、国および地方の選挙制度が改正され、1996年4月の総選挙で中道左派連合の「オリーブの木」が勝利を収めてプロディー内閣が発足した。1997年から、「パッサニーニ法」という法律による行政改革が行われ、国から地方への権限の移譲、行政手続きの簡素化等が進められた。近年、地方制度に関する2度の憲法改正が発議され、1999年には州に関する制度改正、2001年には地方制度全般に関する憲法改正案が審議、可決され、国民投票によってそれぞれ承認されている。																														
階層構造	<p>イングランドは1層制と2層制が混在 その他の地方は全て1層制</p> <p>【自治制度】 大ロンドン(GLA) ロンドン区、シティ ロンドン(2層)</p> <p>【広域自治体】 カウンティ 【基礎自治体】 ディストリクト</p> <p>大都市圏ディストリクト ロンドン以外 大都市圏(1層)</p> <p>ユニタリー 大都市圏以外(1層又は2層)</p>	<p>3層制</p> <p>【広域自治体】 レジオーネ(州)</p> <p>地方長官派遣 → プロヴィンチア(県)</p> <p>【基礎自治体】 コムーネ 市町村長・国の機関</p>																														
広域自治体	<p>【カウンティ】(2003年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34</td> <td>3,208</td> <td>673</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所管事務) 教育、社会福祉、道路 など</p> <p>【ロンドン】 【大ロンドン(GLA)](2003年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1,585</td> <td>7,203</td> </tr> </tbody> </table> <p>英国の地方自治制度上、GLAは地方自治体という位置付けではなく、ロンドン全体を広域的に担う地域政府として位置付け。(GLA法) GLAはGLCの後継組織ではない。ロンドン市長の直接公選制を導入</p> <p>(所管事務) 中央政府に移管されていた交通、経済、都市計画等の分野に関する広域戦略の策定、消防や救急などが事務組合から移管、特定分野について、ロンドン全域に係る企画・調整と戦略策定を担い、その実施は各区が担う。</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	34	3,208	673	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	1	1,585	7,203	<p>【レジオーネ】(2002年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>15,050</td> <td>3,035</td> </tr> </tbody> </table> <p>州は第二次世界大戦後、国の権限を移譲するし住民に近い行政を行う目的で新たに定められた行政組織。住民の直接投票によって選出される州首長と州議会、州首長によって任命される州評議会が設置されている。現在、15の普通州(regione a statuto ordinario)と5の特別州(regione a statuto speciale)が設けられている。</p> <p>【プロヴィンチア】(2002年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>103</td> <td>2,922</td> <td>589</td> </tr> </tbody> </table> <p>県の機関は、住民の直接投票によって選出される県首長と県議会、県首長によって任命される県評議会からなる。この他、内務省から派遣される県知事(prefetto)が置かれている。県知事は主に公安、秩序維持などを担当し、最近ではテロ対策などを通じて権限を強化する傾向が見られる。パッサニーニ法により、行政警察、消防および各種許認可等にかかる事務が、州から県に移譲された。一方、州への権限移譲に伴って国の出先機関が整理統合される中、県知事事務局下にこれらの権限が集められつつある。県の財政規模は歳出規模において、州の5%強、コムーネの10%強に過ぎない。</p> <p>(所管事務) 環境保護、環境影響評価、防災、水資源及びエネルギー資源の保全等、文化財の評価、交通政策及び運輸、公園、自然保護区、動植物の保護、廃棄物処理、水質汚濁等の規制・監視、国及び州から委任された学校建設、中等教育・芸術教育・職業教育 など</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	20	15,050	3,035	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	103	2,922	589						
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
34	3,208	673																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
1	1,585	7,203																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
20	15,050	3,035																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
103	2,922	589																														
基礎自治体	<p>【ディストリクト】(2003年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>238</td> <td>458</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ロンドン】 【ロンドン区(32)とロンドン市】(2003年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33</td> <td>48</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1層制) 【ウェールズ地方、スコットランド地方】 【ユニタリー】(2003年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46</td> <td>281</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所管事務) 1層制のため、ほとんどの事務を所管</p> <p>【北アイルランド地方】 【大都市圏ディストリクト】(2003年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36</td> <td>194</td> <td>301</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所管事務) レジャー、ごみ処理、ごみ収集、環境のみを所管。それ以外は北アイルランド自治政府が所管</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	238	458	96	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	33	48	218	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	46	281	180	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	36	194	301	<p>【コムーネ】(2002年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,101</td> <td>37</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>コムーネの機関は、住民の直接投票によって選出されるコムーネ首長(コムーネ代表者)とコムーネ議会、コムーネ首長によって任命される評議会からなる。</p> <p>2001年の憲法改正により、県、大都市、州、国に属するものとされるもの以外全ての行政事務は、「補完性の原則(principio di sussidiarietà)」によりコムーネに属することとされた(憲法第118条)。1999年法律第265号によって改正された地方自治法典第3条第5号もまた「コムーネと県は、補完性の原則に従い、固有の事務、ならびに国法および州法律によって与えられた事務を行う(以下略)」と定めている。補完性の原則が、憲法上においても明記されたことにより、国および州による地方団体への関与および監督の余地を残しつつも、より住民に密接な行政当局に対して多くの行政事務が割り当てられることとなったといわれている。</p> <p>パッサニーニ法により国や州から権限移譲された分野 ・生産活動の統制(建設許可、支店の設置、工場施設の設置等) ・都市建造物及び土地の登記(人口2万人以上のコムーネは登記事務や登記事項証明書の発行) ・地域見本市、公共事業、住民の安全、保健衛生、社会福祉、文化活動 ・行政警察(刃物類行商資格、代理人資格、花火業者資格、一般行商資格、射撃インストラクター資格、アパート賃貸申請の受付など)</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	8,101	37	7.5
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
238	458	96																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
33	48	218																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
46	281	180																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
36	194	301																														
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																														
8,101	37	7.5																														

諸外国の地方自治制度

国名	スペイン	ドイツ																		
人口	4,646万人(東京都の3.5倍:2016年7月現在)	8,218万人(日本の6割:2015年12月末現在)																		
面積	50万6千km ² (日本の1.3倍)	35万7千km ² (日本とほぼ同じ)																		
国家体制	単一制国家(自治州国家)	連邦国家																		
中央政府	議会君主制	議院内閣制 + 大統領制																		
	地方機関あり	地方支分部局あり																		
州政府	17州(自治州)	16州(うち3州は都市州、7州に行政管区あり)、議院内閣制																		
成り立ち及び特色	1700年代はじめ、ブルボン朝スペインはフランスの中央集権的統治制度に則って国家の再建と王権の強化を目指し、様々な改革を実施。1808年にマドリッド市民の反仏暴動を機にナポレオンの侵略に対するスペイン独立戦争が始まる。スペインの地方自治制度が現在の形に整えられたのは、1978年に制定された新憲法による。地方自治単位は、自治州、広域単位の県及び島嶼、基礎単位のムニシピオの3層制であり、地方自治に関する主な法律は、憲法、自治憲章、地方制度基本法がある。スペインの地方制度は、連邦制国家の州のように大きな権限を持つ自治州が存在していることに特色があり、スペインは、「自治州国家」と称されることがある。 憲法は、歴史的自治州を、自治の伝統のない自治州と区別したため、初期において歴史的自治州は高いレベルの権限を持っていたが、その差異は小さくなってきている。自治州は、連邦制下の各州の州憲法に類似した根本的な制度規範と言える「自治憲章」を持つ。 自治州の国からの独立の動きは、歴史的自治州であるカタルーニャやバスクなどで見られる。特に、カタルーニャでは、2015年9月に独立を問う住民投票が実施されるなど、その動向が注目されている。〔国立国会図書館調査及び立法考査局 抜粋〕	国民国家としてのドイツが形成されたのは、1871年のドイツ帝国(第二帝国)が最初であり、英国(1707年スコットランド統合)やフランス(1792年共和国成立)よりも随分遅い。 13世紀初頭から1806年に神聖ローマ帝国が崩壊に至るまで、ドイツ諸侯がそれぞれの領土を統治する部分国家(領邦国家)を形成し、皇帝権(ドイツ王権)から事実上独立して権力を行使していた。 1806年の神聖ローマ帝国解体後、1814年にウィーン会議が開催され、欧州の国境線が新たに確定され、ドイツ連邦が創設されたが、当初は39の独立主権国家群が協定により結ばれた緩やかな国家連合であった。																		
階層構造	<p>3層制</p> <p>【広域自治体】</p> <p>政府代表 派遣 → 自治州</p> <p>県・島嶼</p> <p>【基礎自治体】</p> <p>ムニシピオ</p>	<p>2層制</p> <p>連邦</p> <p>州(13)</p> <p>【自治制度】</p> <p>【広域自治体】</p> <p>ゲマインデ連合</p> <p>クライス(郡)</p> <p>郡独立市</p> <p>都市州(3)</p> <p>【基礎自治体】</p> <p>その他(2層)</p> <p>ミュンヘンケルン</p> <p>フランクフルト等(1層)</p> <p>ベルリンハンブルク</p> <p>ブレーメン(1層)</p>																		
	広域自治体	<p>【自治州】(2016年7月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>29,765</td> <td>2,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>1931年に制定された第二共和国憲法により広域自治体である州が規定された。自治州とは、一又は複数の隣接県が歴史的、文化的背景を基に自発的に集まって創設した自治単位であり、面積、人口、経済力等も様々である。州首相は州議員の中から互選される。州首相は、州内閣の構成員である州大臣を選任する。 国は、国の専管事項とされる事務についても、憲法第150条第2項により、性質上委任に適した国の権限を自治州に委任することができる。</p> <p>【県と島嶼】(2016年7月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50県と11島嶼</td> <td>7,667</td> <td>704</td> </tr> </tbody> </table> <p>県の自治機構はディプタシオン・プロビシアル(Diputaci3n Provincial)と呼ばれ、ムニシピオの自治機構と同じく、議会(Pleno)、首長(Presidente)、副首長(Vicepresidente)から成り、常務理事会(Comisi3n de Gobierno)が置かれる。首長は議員の中から互選され、議会の議長も兼ねることや常務理事会のメンバーは、議員総数の3分の1を超えない範囲で首長が議員の中から任免されることもムニシピオと同様である。ただし、県議会議員(Diputados Provinciales)は県内のムニシピオ議会議員から互選される。 〔所管事務〕 県管内でのムニシピオの業務の総合的かつ適切な供給の保証など</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	17	29,765	2,733	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	50県と11島嶼	7,667	704	<p>【クライス(郡)】(2003年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301</td> <td>1,186</td> <td>273</td> </tr> </tbody> </table> <p>州の下級行政官庁として州業務を実施するほか、市町村相互間の補完的及び調整的機能を果たす。 個々の市町村の処理能力を超える事務事業(道路建設、広域文化行政、環境保護、警察及び公共の安全、上下水道など)を実施。 郡の組織は、通常、議決機関たる郡議会、合議制の執行機関たる郡理事会、執行機関と同時に国家行政官庁でもある郡長から成る。郡長についてもバイエルン州だけに見られた直接選挙が多く、州に導入されている。 郡長は州により、議会議長をかねるもの、理事会の長を兼ねるもの、あるいは行政長を兼ねるものなど諸種の形態がある。2つの州においては、議会において行政専門職として議員以外の者を選出する方法がとられているが、その他の州では、住民による直接選挙で選出されている。</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	301	1,186
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																		
17	29,765	2,733																		
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																		
50県と11島嶼	7,667	704																		
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																		
301	1,186	273																		
基礎自治体	<p>【ムニシピオ】(2016年7月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,125</td> <td>62</td> <td>5.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>ムニシピオの自治機構はアジュンタミエント(Ayuntamiento)と呼ばれ、議会(Pleno)、首長(Alcalde)、副首長(Tenientes de Alcalde)から成り、さらに、人口が5,000人を超える場合は、常務理事会(Comisi3n de Gobierno)が置かれる。人口が100人以下の場合は、住民総会(Consejo Abierto)制が採用されることもある。ムニシピオ議会議員(Consejales)は住民の直接選挙によって選ばれ、首長は議員の中から互選され、議会の議長も兼ねる。副首長は議員の中から首長が指名して選任される。 常務理事会のメンバーは、議員総数の3分の1を超えない範囲で首長が議員の中から任免する。 〔所管事務〕 その権限の遂行のために、あらゆる活動を推進し、地域社会が必要とし望んでいることを満たすすべての業務を供給することができ、国と自治州が定める法の枠内で権限を行使できるとされている。(地方制度基本法第25条第1項及び第2項) 上記の権限の中から、自治体の規模に応じて単独又は共同で、供給することが義務付けられている最低限の業務が明記されている。(地方制度基本法第26条) >すべてのムニシピオ 街灯、墓地、ごみ・廃棄物の収集、道路清掃、上下水道、下水設備、各集落への道路、行動の舗装、食品・飲料の統制 >人口5千人を超えるムニシピオ 公園、図書館、市場、ごみ・廃棄物の処理 >人口2万人を超えるムニシピオ 治安、社会福祉、防火・消火、公共スポーツ施設 >人口5万人を超えるムニシピオ 公共交通機関、環境保全</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	8,125	62	5.7	<p>【ゲマインデ(市町村)】(2003年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,993</td> <td>30</td> <td>6.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>国家の命令を受けず、国家から独立して自治事務を自己の規律で処理する地位を保障されており、郡独立市(一般には人口4万~8万人以上の市)と郡所属市に区分される。 市町村長は、議会により選任 = 議会の議長 〔所管事務〕 任意的自治事務 スポーツ施設、青少年センター、図書館、博物館、団体助成、公営交通 義務的自治事務 ごみ処理、幼稚園・小中学校の設置運営、電気、ガス、水道 委任事務 戸籍、旅券、国勢調査、兵役免除、連邦及び州の選挙事務など 市町村連合 市町村の事務のうち特定の事務を実施するために、州法により公的に認められた広域行政組織。 ・市町村小連合(地方自治体) 郡より狭い区域内の市町村で構成されている組織。郡と市町村の中間にあって、農村部における行財政力が弱小な市町村を補完。 ・目的組合(地方自治体ではない) 事務を共同で処理した方が効率的な場合に、関係市町村又は公法上の社団もしくは財団の協議により組織。ごみ処理、上下水道、消防、学校運営、青少年保護など ・広域連合(地方自治体) 郡より区域の広い地域の市町村で構成。郡と郡独立市を包含する広域の制限列挙された事務を処理。</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	11,993	30	6.9						
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																		
8,125	62	5.7																		
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)																		
11,993	30	6.9																		

諸外国の地方自治制度

国名	アメリカ	カナダ												
人口	3億875万人(日本の2.5倍:2010年4月現在)	3,515万人(2016年国勢調査,日本の約4分の1)												
面積	962万8千km ² (日本の26.0倍)	998万5千km ² (ロシアに次ぐ世界第2位,日本の約27倍)												
国家体制	連邦国家	連邦国家												
中央政府	大統領制・共和制	議院内閣制												
州政府	50州	13州(10州+3準州) 準州は、連邦政府の管轄地であり、その権限は連邦法で規定されている												
成り立ち及び特色	<p>独立前のアメリカには、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、スペインが植民地を築いていた。</p> <p>1775年4月、ボストン郊外でイギリス軍と植民地軍が衝突、独立戦争を開始。戦いが続く中、1776年に、大陸会議はアメリカの独立を決定し、独立宣言を採択。13の植民地がそれぞれ邦として独立し、1781年に連合規約が批准され、緩やかな連合を形成。1787年、フィラデルフィア憲法制定会議において連邦憲法を起草し、翌年、必要各州の批准をもって現在のアメリカ連邦が成立した。</p> <p>当初は、帝国からの武力的独立という軍事的理由、その後は、各邦の独自性を尊重しながら独立国家として存在していくために、連邦制を採用した。</p> <p>合衆国憲法にける地方自治の規定は、1791年に成立した憲法修正第10条であり、「憲法が合衆国に委任し、または州に対して禁止していない権限はそれぞれの州または人民に保留されている」と定めていることから、連邦と州の間での役割分担は、連邦の権限が具体的に列挙されて州が残余権を有するという、州権の強い形となっている。</p>	<p>現在のカナダに相当する地域とヨーロッパ人の接触は、探検を契機とするものであった。16世紀初め英国は、ニューファンドランド島のセントジョンズを漁港として使用し始めバイキングが最初に関心を寄せたこの東海岸沖の豊かな漁場の恩恵を享受した。また、フランスの毛皮交易商らは、アメリカ中央部のミシシッピ川流域からセントローレンス水路に至るまで、その商範囲を拡大し、五大湖を中心とした確固たる交易拠点を築いた。</p> <p>英国は1791年立憲条例を制定し、ケベック植民地を上カナダ(後のオンタリオ州、イギリス系)と下カナダ(後のケベック州、フランス系)に分割し、双方に植民地議会を成立させた。</p> <p>カナダ連邦の結成には、フランス系社会の存在が大きかったが、イギリス植民地をめぐって、英国と米国の覇権を争った結果、1867年英国領北アメリカ法が発行され、自治領カナダが誕生した。</p>												
階層構造	<p>2層制</p> <p>【一般目的の地方政府】(合計38,910団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンティ(3,031団体) ・タウン及びタウンシップ(16,360団体) ・シティ、ビレッジなどの地方自治体(19,519団体) <p>【特別目的の地方政府】(合計51,146団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区(12,880団体) ・特別区(38,266団体) <p>2012年国勢調査</p>	<p>1層制と2層制が混在</p> <p>法律上、地方団体は州政府に從属しており、地方団体の権限は基本的に州法によって付与されたもののみ。</p> <p>【上層自治体】 カウンティ、リージョン</p> <p>【下層自治体】 市、タウン、村、タウンシップ(郡区)</p>												
広域自治体	<p>【カウンティ】(2012年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,031</td> <td>3,177</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>連邦制国家であるアメリカでは、合衆国憲法は地方自治制度に関して特段の規定を持たず、州の権限として留保されている。</p> <p>地方政府(カウンティ、シティ等)は、各州の憲法や法令等により設立されているため、地方自治制度も各州によって異なる。州内の区域は、いずれかのカウンティに属する。</p> <p>州内最大の広域地方政府。州内の区域は、いずれかのカウンティに属する。独立の地方政府としての性格と州の出先機関としての性格を併せ持つ。</p> <p>コネティカット州とロードアイランド州にはカウンティ政府は存在しない。</p> <p>アメリカ合衆国の幾つかの州では、郡長、郡役所、郡議会、郡警察(もしくは郡保安官事務所)などを備えた実体的な地方行政組織である。</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	3,031	3,177	102	<p>1 概論</p> <p>各州の地方制度に等しく認められている共通の特色は、比較的少数の公選議員からなる議会(council)が自治体の活動の中心をなしている。自治体には様々な行政機関が設置されているが、それぞれの活動について究極な責任を負うのは議会であり、議会は立法的権能と行政的権能を併せ持っている。</p> <p>議長は、通常、自治体の長であり、住民の直接選挙で選ばれる場合が多いが、議会が議員の互選等の方法で選任する自治体もある。</p> <p>自治体の長は、議会の会議を主催するとともに、自治体職員を監督し、行政執行の総合調整を行ない、政治的リーダーとして自治体を代表する立場にある。</p> <p>2 常任委員会</p> <p>最も一般的に採用されている制度であり、議会において行政分野に応じて、通常複数設置される。立法及び行政の両分野に責任を有し、一つ又は複数の部局を監督し、その部局の活動に対して助言を与える。</p>						
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)												
3,031	3,177	102												
地方公共団体	<p>【タウン・タウンシップ】(2012年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,360</td> <td>589</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>市長 - 議会型(人口2,500人以上の自治体の43.9%) (強市長型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、行政府の長として、有権者から直接選挙で選出される場合が多い。 ・予算編成権、部局長の任命権、議会に対する拒否権などを持つ。 <p>(弱市長型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、直接選挙のほか、議員による互選で選出される場合がある。 ・市長は、予算編成権、部局長の任命権、議会に対する拒否権などを持たない。 ・比較的規模の小さい都市に見られる。 <p>議会 - 支配人型(人口2,500人以上の自治体の48.7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会から任命された専門行政官である支配人(City Manager)が行政部門の執行を行なう。 ・支配人は、人事、予算及び各事業の執行など幅広い権限を持つが、議会に対する拒否権は持たない。 ・支配人は、自らを任命した議会に対して責任を負う。 ・市長がいる場合には、通常、議員の中から指名され、儀礼的行為に携わる。 <p>理事会型(人口2,500人以上の自治体の1.9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接選挙で選出される数名の理事が、合議制の理事会において政策決定を行う。 ・各理事は、個別の行政部局を分担する行政官としての役割も担う。 ・理事が交代制で、市長としての儀礼的行為に携わる場合もある。 	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	16,360	589	19	<p>3 執行委員会</p> <p>(1) 理事会</p> <p>通常、自治体の長と4名の理事からなる理事会が、自治体の執行機関として、予算の調製、契約の裁定、職員の任免等強力な行政的権限を行使する。理事は、自治体全体の代表者として選挙され、同時に議会の議員を兼ねており、議会において表決に加わる。</p> <p>(2) その他の執行機関</p> <p>最も一般的に採用されている形式は、州法に規定されていない自治体の裁量により設置されているもの。自治体の長と主要な常任委員会の委員長(議員でもある)により構成されており、しばしば自治体の長が執行委員会の委員長となる。理事会に類似しているが、自治体の長以外の構成員が、直接選挙ではなく議員の中から選ばれるという意味において、理事会に比べ議会と委員会との間にはより緊密な関係が保たれる。</p> <p>4 主席行政官</p> <p>議会によって任命される主席行政官の基本的な職務は、自治体の各部局を監督し、議会で決定した政策を実施し、また、自治体の事務について議会に対して助言、勧告を行い、議会が必要とする報告を提出し、それらの報告を通じて住民に行政の現状を認識させること。</p>						
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)												
16,360	589	19												
基礎自治体	<p>(2000年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,066</td> <td>2,456</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	4,066	2,456	8.6	<p>(2000年現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,066</td> <td>2,456</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	4,066	2,456	8.6
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)												
4,066	2,456	8.6												
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)												
4,066	2,456	8.6												

諸外国の地方自治制度

国名	スイス	オーストラリア											
人口	842万人(2016年, スイス連邦統計庁)	2,413万人(2016年6月現在)											
面積	4万1千km ² (九州と同じくらい)	769万2千km ² (日本の約20倍、アラスカを除く米とほぼ同じ)											
国家体制	連邦国家	連邦国家											
中央政府	大統領制・共和制	形式的には立憲君主制、実質的には議院内閣制											
	州政府	6州 + 2特別地域											
成り立ち及び特色	26州(20州 + 6半州) 半州とは、州が地理的・宗教的理由で2つに分かれたもの	1770年、英国人探検家ジェームズ・クックが大陸南東部に到着してイギリス領とすることを宣言。その後、1788年1月にイギリスの犯罪者流刑植民地としてシドニー湾の植民が始まり、1803年のタスマニアから1859年のクイーンズランドに至るまで、50年以上かけて現在の6州の基礎となる6つの植民地(居留地)が設置された。これら6つの植民地は、それぞれイギリスから自治権を与えられていたが、1900年7月、英国でオーストラリア連邦結成法が成立し、1901年に6州からなるオーストラリア連邦が正式に発足。 オーストラリアは、英国女王エリザベス二世を元首とする立憲君主国である。連邦憲法は、王権を代行する連邦総督に議会の開会・休会・解散権、議会通过した法案に対する承認・拒否・修正要求権、行政の執行権、閣僚の任命権、国家の指揮権などを与えている。しかし、これらの権限を連邦総督が行行使することは稀で、実際は慣習法に従って連邦議会や内閣が行行使している。											
	11世紀に神聖ローマ帝国の支配下で封建領主の下におかれたが、1291年にウリ、シュヴィーツ、ニトヴァルデンの森林地帯の3州が、オーストリアのハプスブルク家に対抗して自由と自治を守るために同盟を締結した(スイス誓約同盟)。18世紀末のフランス革命の平等理念はスイスにも影響を与え革命運動が起こった。ナポレオンは、革命運動を援助したため、スイス国内の対立が激化し、500年続いた誓約同盟は1798年に崩壊した。同年、フランス的な中央集権体制の憲法がナポレオンによって強制され、ヘルヴェティア共和国が成立した。これ以前に連邦憲法はなく、州と連邦の関係などは多数の同盟条約で定められていただけであった。 1815年のウィーン会議でヨーロッパ五大国(オーストリア、フランス、イギリス、プロシア、ロシア)は条約を締結し、スイスの独立と中立を承認するとともに、旧スイス領であったフランス側のジュネーブ、ヴァレー、ヌーシャテルの3地域が州として連邦に加えられた。 1874年に連邦憲法は全部改正され、以後1999年12月までに163回もの一部改正が行われた。現在のスイス連邦憲法は、2000年1月1日に全面改正されたもの。												
階層構造	2層制 州 市町村 州(1979年) <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>1,577</td> <td>324</td> </tr> </tbody> </table>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	26	1,577	324	1層制 連邦 州 地方自治体					
	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)										
26	1,577	324											
地方公共団体	【州(カントン)】 スイス連邦は26(20の州と6の半州)の州(カントン:Canton)からなる。都市バーゼル半州とベルン州では面積において160倍の差が、また1万5千人の内アッペンツェル半州から124万9千人のチューリヒ州まで、その規模は州ごとに大きく異なる。 【ジュネーブ州の例】 参事会 参事会は7名の参事で構成される。各参事は多数制選挙によって選出され、任期は4年であり、多選可能である。任期1年の州知事と副知事を多数制投票により互選する。州知事に連続して選出されることはなく、少なくとも1年の間隔を空けなければならない。州知事である参事と他の参事との間に権限の差はなく、州知事は同僚の代表に過ぎない。 参事会の権限は、法の公布と執行、州議会への予算の提出と決算の報告を行う。各参事は1つの局の長となり、州議会の承認のもと、これら各局の部課数、職員数、給与額を決定するとともに、職員採用の任命権者となる。 通常、参事会は毎週火曜日および金曜日の9時から12時30分まで開催され、3名以上の出席を得て成立する。臨時会は、州知事または他の参事2名の要請によって開催される。 市町村に対する監督 州政府は市町村に対する一般的監督権限をもち、州政府が自らあるいは場合によっては州政府の担当部局をとおして監督を行う。州政府は市町村議会に出席し、発言する権限をもち。	地方自治体の名称は州により異なる。都市部の地方自治体は、「シティ」、「ミュニシパリティ」または「タウン」、農村部の地方自治体は「シャイア」または「ディストリクト」と称されることが多い。行政組織としての地方自治体を示す場合、「カウンシル」を付けて、「…シティ・カウンシル」、「…シャイア・カウンシル」と呼ばれる。地方自治体は、各州の地方自治法により存在するが、その権限は日本の市町村と比べると非常に限られている。具体的には、地方道路、上下水道など日常生活関連のインフラ整備と、ごみ収集など生活環境関連サービスが中心。 市町村長は議会の議長であり、対外的に地方自治体を代表する。その名称は、ロード・メイヤー(シドニー市、メルボルン市、ブリスベン市など州都の市長)、メイヤーは都市部地方自治体の市長、プレジデント及びチェアマンは農村部地方自治体の町村長であることが多い。											
	【市町村】 地方自治は州法により定められた範囲内で保障される。(連邦憲法第50条) スイス連邦の市町村数は、合併によって減少傾向にある。合併においては、面積や人口規模の標準を定めることなく、経済的、地理的、日常生活を考慮して自然な流れで合併に至ることが多い。自治体の基盤を強化し効率を高めるために合併を進めている。連邦が自治体合併に係わることはなく、州が主体となって進めている。 州によっては、次の団体が一部の公共サービスを担う。 【郡】 郡は、市町村に対しては州の代表として、逆に州に対しては地域の利益の代弁者として、両者間の仲介役を果たす。 郡の組織は、郡参事会とその長である郡長(pr éfet)からなるものと、郡長とそれを補佐する少数の公務員からなるものがある。郡長は、多くの州では住民の選挙で選ばれるものの、州政府の任命による州もある。その身分は、特別職行政官で州政府に属し、郡の職員も州の公務員である。 【市町村間広域連合】 人口、財政、地形などの制約から、消防、教育、環境保護、エネルギー、地域開発など一つあるいは複数の分野の市町村の事務を共同で効率的に行うために、市町村間の広域行政組織。 (2005年1月1日) <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,763</td> <td>15</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	2,763	15	3.0	議長(市町村長)の選出方法は、住民による直接選挙(公選)と議員による間接選挙(互選)に分かれる。選出方法の変更は、住民投票にかける必要がある。 各州の地方自治体協会(Local Government Association) 州内の地方自治体を代表する組織であり、地方自治体に代わり、州政府や連邦政府に対するロビー活動や折衝などを行っている。また、構成団体である地方自治体に対して、調査活動の一環としての各種情報提供、財務管理、雇用対策、人材斡旋、労使調停、共同購入、年金、職員研修などの支援を行っている。 全豪地方自治体協会(ALGA) 【所管事務】 地方自治体の事務は、しばしば3つのR、道路(Road)、資産税(Rate)、ごみ処理(Rubbish)に例えられてきた。これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理などの日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来。 事務は、各地方自治体により相当差があるが、概して都市部の方が農村部より広範囲に及んでいる。 地方自治体(2004~2005年度:連邦交通・地域サービス省) <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>703</td> <td>10,942</td> <td>34.3</td> </tr> </tbody> </table>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	703	10,942
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)											
2,763	15	3.0											
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)											
703	10,942	34.3											
基礎自治体													

諸外国の地方自治制度

国名	ベルギー							
人口	1,132万2千人(大阪府の1.3倍:2017年1月現在)							
面積	3万528km ² (日本の四国の約1.5倍)							
国家体制	連邦国家							
国	中央政府	立憲君主制(国王制) 地方機関等なし						
	州政府	6共同体(言語3+地域3) 連邦政府の下位的機関ではなく、立法権を有する連邦制国家の構成組織						
	成り立ち及び特色	1830年の独立戦争によりオランダ王国から独立し、1831年に自由主義と民主主義を基礎とする憲法を採択して単一制の中央集権国家が成立。 第二次大戦後、国内における地域や言語対立が激化し、1970年から4度の憲法改正を経て国家改造が進み、1993年の憲法改正により連邦制の立憲君主国に完全に移行。 ベルギーの連邦化はスイス、アメリカ、ドイツのように元来自立した地域の連合として形成されたのとは異なり、地方分権への対応の結果、国家の構造を再編成する必要に迫られ、連邦化。						
地方公共団体	階層構造	<p style="text-align: center;">2層制</p>						
	広域自治体	<p>【県】(2017年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>3,053</td> <td>1,132</td> </tr> </tbody> </table> <p>県には、住民の直接普通選挙によって選出された議決機関としての県議会が存在し、また、県議会議員の互選による県理事と地域政府によって任命された県知事で構成された、執行機関としての県理事会が存在する。</p> <p>県の存続意義について 1977年コミューン合併によりコミューンの基盤強化が達成され、広域的な行政分野も対応可能だと想定されたため、県不要論が噴出。また、国家行政制度の連邦化の中で、従来県が担ってきた地域経済振興や後見監督といった権限分野が地域政府を主体とする体制が構築されたことで、県不要論が再燃。最近では、ワロン地域政府が県の権限の多くを地域政府に吸い上げる計画を発表し、また2009年の地域議会選挙で県の廃止を主張した政党が議席を伸ばすなど、その議論に対する関心は依然高い。</p> <p>【所管事務】 警察(警察学校)、消防(救急移送及び緊急救助、レスキュー、洪水対策など)、教育訓練、経済振興(手工業、商業、農林業、観光振興など)、保健衛生、文化スポーツ振興 広域行政組織を通じた業務 ガスの供給、電気の供給、経済開発、公共交通、住宅整備、保健衛生、観光PR</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	10	3,053	1,132
	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)					
10	3,053	1,132						
基礎自治体	<p>【コミューン】(2017年1月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体数</th> <th>平均面積(km²)</th> <th>平均人口(千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>589</td> <td>52</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベルギー憲法第7条には「国、県、コミューンの領域は法律によらなければ、変更修正されない。」と規定。 1977年1月1日に特別法に基づいた大規模なコミューン合併が以下の基準により実施された。 ・地理的、経済的、文化的な中心としての主要都市の役割 ・都市圏的なゾーンを構成するため、地形的、地理的な関係 ・関係住民の生活様式や文化的類似性等 ・住宅地、緑地、工業地域、商業地域、農業地域の調和的構成 ・新コミューン中心部への距離やアクセス手段等 ・工業地帯は同一の自治体に再編成されるなど毛在活動の一貫性 1830年独立時 2,739 1976年合併直後 2,359 589 コミューン議会議員は、比例代表制直接選挙により選出され、コミューン議会議長は、コミューン長が務める。執行機関は、コミューン長と複数の助役、公的社会福祉センター長で構成されるコミューン理事会である。</p> <p>【所管事務】 警察(最広義の自治体警察)、消防(消防活動、消防訓練など)、教育訓練(幼児、初等、中等、大学以外の高等教育、職業訓練など)、保健衛生(病院及び助産機関の運営、公衆衛生、衛生研究所、疾病予防など)、社会福祉(保育所及び乳児等託児所の運営、高齢者及び年金受給者のための休養・保養施設の管理、失業者対策、就職支援など)、住宅政策及び都市計画、環境保護及び公衆衛生(下水道整備、公衆便所整備など、家庭ごみ及び産業廃棄物処分場、焼却場の管理、葬儀施設及び墓地管理など)、文化、レジャー、スポーツ、交通、経済振興(ガス、水道、電気の供給、農業、林業、漁業の振興、証券取引所、各種市場、商業見本市会場、計量所の整備など)</p>	団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)	589	52	19	
団体数	平均面積(km ²)	平均人口(千人)						
589	52	19						